

〈書 評〉

マーク・ジャニス著

『国際法におけるアメリカ的伝統』

(クラレンドン出版、2004年)

竹 内 雅 俊

Book Review

Janis, Mark Weston, *The American Tradition of International Law: Great Expectations 1789-1914*.  
Oxford : Clarendon Press, 2004.

Takeuchi Masatoshi

目 次：

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1. 英国の遺産：諸国民の法と国際法                 | B. 国際法の取り込み   |
| A. ブラックストンの「諸国民の法」(Law of Nations) | C. 奴隷制と国際法  |
| B. ベンサムの「国際法」(‘International Law’) | D. ドレッド・スコット事件と国際法                                    |
| C. ベンサム、オースティン並びに国際法の法的性質          | E. ドレッド・スコット事件と米国例外主義                                 |
| D. ベンサムと国際法の理想                     | 4. ユートピア主義者：国際裁判所と世界平和                                |
| E. 諸国民の法、国際法、トランスナショナル法：窮屈な不等号     | A. ユートピア主義の先例   |
| 2. 法学者：キリスト教圏の国際法                  | B. ドッジ、ウォークスター並びに1812年戦争                              |
| A. ケント、グロティウス並びにキリスト教国家共同体         | C. ラッド、バリット並びに国際裁判の理想                                 |
| B. オースティン、ホイートン並びにグロティウス的な普遍性      | 5. 科学者：国際法学の法典化                                       |
| C. ケント、ホイートン並びにケナンの米国の法—道徳主義批判     | A. 国際法分野の法典化  |
| 3. 法律家と裁判官：法廷及び憲法における国際法           | B. ウォートン『国際法ダイジェスト (The Digest of International Law)』 |
| A. コモン・ローと諸国民の法                    | C. ウィルソン、オッペンハイム並びに「ウィルソン主義」                          |
|                                    | 6. 夢想家と外交官：国際法が約束したもの                                 |
|                                    | A. アラバマ号事件  |
|                                    | B. 国際法協会、ブレース並びに国際法の夢                                 |
|                                    | C. ヒル、ルート、カーネギー並びにすべての戦争を終わらせるための外交                   |

エピローグ

## I

9.11同時多発テロ事件を契機として、世界各国で「米国と国際法」というテーマに関連する出版物が数多くみられるようになってきた。これらの多くは、いわゆる「対テロ戦争」に関わる法的諸問題（アフガン攻撃／イラク戦争における有志連合の活動の合法性、グアンタナモ米軍基地に収容された戦闘員の法的地位、CIA工作員による外国人テロ被疑者の拉致・拷問疑惑など）をその主題としている。この他にもABM条約脱退、京都議定書、対人地雷禁止条約、国際刑事裁判所規程などの批准問題、ウィーン領事関係条約上の義務違反、国連分担金の滞納など、より広い文脈から近年の米国対外政策・国際法政策の傾向一般について論じているものも少なくない。また司法分野においても、いわゆるフィーニー・グッドラテ決議案<sup>1</sup>（Feeney/Goodlatte resolution）に代表される政治家や学界でも新主権主義者（New Sover-

eignists<sup>2</sup>）と呼ばれる、国際法／国内法の関係における国内法優位の一元論者が注目を集めるようになった。このような米国の潮流は、主として「単独行動主義（unilateralism）／単極性（unipolarity）」、「慈悲深い覇権（benevolent hegemony）／覇権（hegemony<sup>3</sup>）」、「帝国（empire）」、「例外主義（exceptionalism<sup>4</sup>）」、「ネオコン」、「正当性（legitimacy）」あるいは単に「違法／合法」などをキーワードとして分析している。また、近年の米国国際法学会<sup>5</sup>の動向だけをとっても、以下のようなテーマで分科会が開かれていることからこの知的潮流がいかに国際法学者たちの関心をつかんでいるかがうかがえる。「米国の単独行動主義（2002<sup>6</sup>）」、「米国流の国際法？（2003<sup>7</sup>）」、「ブッシュ政権の先制的自衛ドクトリンと世界秩序の未来（2004<sup>8</sup>）」、「国際法は米国に有益か？（2005<sup>9</sup>）」、「条約にみられる米国例外主義（2005<sup>10</sup>）」。これら分科会テーマの共通点は、国際法学の立場から近年の対外政策を分析するだけでなく、より根本的に米国の国際法へのアプローチを見

1 同決議案（正式には「米国の独立を再確認するReaffirmation of American Independence Resolution」決議案）は、司法判断の材料にいかなる外国法、判例、宣言をおくことを禁じる。一部議員のこの動きは連邦最高裁が近年、国際法・国際基準に言及していることに懸念し、これにより米国憲法体制／主権性の自律性が損なわれることを主張する風潮が強い。http://www.house.gov/list/press/fl24\_feeney/FeeneyGoodlatteResPressConf.shtml（プレスリリース7/19/2005）及びhttp://www.house.gov/list/press/fl24\_feeney/IntLawRes.shtml（プレスリリース17/3/2004）（アクセス日：2007年4月16日）参照

2 Spiro, Peter, "The New Sovereignists: American Exceptionalism and Its False Prophets" *Foreign Affairs*. 79.6 (2000): 9-15.

3 Byers, Michael and Georg Nolte (eds). *United States Hegemony and the Foundations of International Law*. Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2003.

4 Koh, Harold "American Exceptionalism" *Stanford Law Review*. 55 (2003): 1479- ; Vyver, Johan D. van der "American Exceptionalism: Human Rights, International Criminal Justice, and National Self-Righteousness" *Emory Law Journal* 50 (2001): 775- ; O'Connell, Mary Ellen "American Exceptionalism and the International Law of Self-Defense" *Denver Journal of International Law and Policy* 31.1 (2002): 43-57

5 2007年度日本国際法学会（第110年次春季大会、於：筑波大学）において「20世紀前半のアメリカ国際法学説—国際法学説の意味と役割—」が共通テーマの一つとして議論され、本稿の問題関心とも一部重なる。

6 Sands, Philippe et al. "American Unilateralism" *Proceedings of the Ninety-Sixth Annual Meeting of the American Society of International Law*. (2002): 85-94

7 Slaughter, Anne-Marie et al. "An American Vision of International Law?" *Proceedings of the Ninety-Seventh Annual Meeting of the American Society of International Law*. (2003): 125-32.

8 Moore, John et al. "The Bush Administration Preemption Doctrine and the Future of World Order" *Proceedings of the Ninety-Eighth Annual Meeting of the American Society of International Law*. (2004): 325-38.

9 "Is International Law Useful to the United States?" The Ninety-Ninth Annual Meeting of the American Society of International Law. (2005) 議事録には未収録。内容については拙稿「ジャック・ゴールドスミス、エリック・ボズナー著『国際法の限界』オックスフォード大学出版、2005年」（書評）『高崎経済大学論集』49.2(2006)：125-30.参照。

10 "American Exceptionalism in Treaty Behavior" The Ninety-Ninth Annual Meeting of the American Society of International Law. (2005) 議事録には未収録。

つめ直す企図であると評価できる。すなわちこの潮流に通底する問いは、「国際法学は地域差のない、ひとつの普遍的な学問領域なのか？」それとも「特殊な、米国流国際法とでもいうべきものが存在するのか？」あるいは学問的な認識として「国際法と国内法（特に米国対外関係法）との関係はどのようなものか？」というものである。このような問い自体は、かつてイデオロギーとしてラテンアメリカ諸国が唱えた「ラテンアメリカ国際法」や冷戦中の「ソビエト国際法」の経験に鑑みれば特に目新しいことではない。しかし、かつてオスカー・シャクターが1977年に唱えた「目には見えないが専門家として国境を超えて共同体を構成する法律家集団（the invisible college of international lawyers<sup>11</sup>）」というテーゼに共鳴し、基本的に「国際法の遵守≒米国の国益」と認識していた古手の国際法学者には驚きであり、他方、若手には、これまで国際政治学又は歴史学の領域にあると切り捨てられてきた諸問題に取り組む契機となったといえる。本稿では、マーク・ジャニス『国際法におけるアメリカ的伝統：大きな期待1789-1914』をこの潮流のなかで位置づけることを目的とする。

## II

本書は、二冊組（予定）の第一巻である。取り上げる時期としては英国から独立してからまもない18世紀後半から第一次大戦直前の20世紀前半である。その方法論は、米国において国際法学の伝統を発達させる上で重要な役割を果たしたと思われる人物やその著書など言説を分析することによって一つの「国際法受容の物語」を構築しようとしている。また受容ばかりではなく、米国が当時直面した紛争（英国よりの独立、奴隷制など）の解決を通じて国際法学全体の発展に寄与した「伝統」（条約の自動執行性や国際法廷の構想、平和運動、国際法協会の設立、法典化など）も強調されている。とりあげられた人物も、国際法学者に限らず、著者の分類によれば法学者（第二章）、法律家と裁判官（第三章）、ユートピア主義者（第四章）、科学者（第五章）、夢想家と外交官（第六章）というように多岐にわたる。

このような国際法学界史・学説史研究は、アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史<sup>12</sup>』や最近では、マルティ・コスケニエミ『諸国家を穏やかに文明化させるもの：国際法学の盛衰1870-1960<sup>13</sup>』などが挙げられる。しかしジャニスの評価では、「（コスケニエミの著は）本書が対象とする時期が終わる頃、すなわち1870年

11 Schachter, Oscar "The Invisible College of International Lawyers" *Northwestern University of Law Review*. 72.2 (1977): 217-26. このような学者の多くは、国際法発達の時期区分を「近代国際法」と「現代国際法」にわけ、出身国や文化を問わず自らをその単線的・普遍的歴史観のなかにおく傾向がある。例としては、田畑茂二郎「現代国際法の諸問題：近代国際法から現代国際法へ」『法学セミナー』1971年や山本草二『国際法』などが挙げられる。この文脈で国際法学者のアイデンティティは、あくまで「法学者/科学者」又は国際法の知識共同体に帰属することになり、言語/地域的差異などは隠されてしまう。

12 Nussbaum, Arthur. *A Concise History of the Law of Nations*. New York: Macmillan, 1947. 『国際法の歴史』広井大三訳、こぶし社1997年

13 Koskeniemi, Martti. *The Gentle Civilizer of Nations: The Rise and Fall of International Law 1870-1960*. Cambridge: Cambridge Univ. Press 2002.

から記述が始まり、欧州に主な焦点を置き、英国人の項は主に省かれ、私にとって主人公である米国人に至っては完全に忘れてしまっている<sup>14</sup>。」このように国際法史を自国の観点から編みなおし、地域国際法史とでもいべきものを構築しながら自国の特異性を主張することは、ラテンアメリカ諸国のアメリカ国際法学にもみられた手法である<sup>15</sup>。しかしながら問題となるのは、ここでいう特異性の内容であろう。ジャンスは「伝統」という言葉を用い、これを分析する概念として例外主義と普遍主義の二つを提示する。また、ここでいう例外主義とは決して否定的な意味合いではなく、トクヴィル流に理解される差異や多様性に寛容性を示すという肯定的な意味合いを含んでいる。以下、章毎の内容を簡潔に記しておきたい。

第一章では、英国より移入されたブラックストンの「諸国民の法 (law of nations)」概念が哲学者ベンサムによって「国際法概念 (international law)」へと置き換えられたときの意味内容の転換やその後の影響について言及している。第二章では、ケントやホイートンなどによって著された19世紀の国際法学書に目を向け、グロチウスの普遍主義からの逸脱について論じている。この逸脱についてジャンスは、米国が当時ようやく勝ち得た独立と主権を保持し、オースティン流の実証主義からの批判に応えるという問題意識が根底にあると説明する。第三章では、主にドレッド・スコット事件 (Dred Scott v. Sandford 60 U.S. (19 How.) 393

(1857)) に焦点をあて、実務面において米国が黎明期においてどのように国際法と向き合ってきたのか描写する (ジャンスは、同事件について本書出版の1年後に独立した論文を著している<sup>16</sup>)。第四章では、ドッジ、ラッド、バリットなど米国の平和運動家の活動と彼らの国際裁判所設置への貢献に言及する。第五章、第六章は、米国が最も国際法に情熱を傾けていた南北戦争から第一次世界大戦までの期間を扱い、国際社会の公益が即ち米国の国益であるとみなされた時期における国内のダイナミズムに言及する。

### III

ここまでみてきたように、本書は、「これまで伝統的に受け入れられてきた国際法学の一体性や普遍性に疑義を呈する地域国際法学とでもいべきものの存在をどのように受け止めるのか?」、「もし本当に『アメリカ国際法学』なるものがあるとするならばその『アメリカ的』なるものとは何か?」、「それはどのように発達し、現在の状況と結びついているのか?」というようないくつかの疑問を歴史的に検討していく作業であるように思われる。この企図が成功しているか否かについて第二巻が刊行されていない現段階で明確にすることはできないが、ここではいくつかの論点を指摘しておきたい。

一つ目は、「米国的」という言説を構築する場合、その内容はどのようなものであるかとい

14 Janis, *ibid.* p.vi 同様の指摘としては以下の参照されたい。  
Simpson, Brian. "Book Review" *American Journal of International Law*. 96 (2002): 995-

15 Lorca, Arnulf B. "International Law in Latin America or Latin American International Law? Rise, Fall, and Retrieval of a Tradition of Legal Thinking and Political Imagination." *Harvard International Law Journal*. 47 (2006): 283-305.

16 Janis, Mark. "Dred Scott and International Law." *Columbia Journal of Transnational Law*. 43.3 (2005): 763-810.

う点である。多くの研究は、「アメリカ的」の対立軸として、「ヨーロッパ的」ないし「伝統的」な国際法学という曖昧な対比を設定することによって、「アメリカ的」を成立させてきたといえる。しかし、このような「アメリカ的」と「ヨーロッパ的」の二項対立は、イメージとして想起しやすいがそれぞれの具体的な内容や実体的な側面については不明確なものが多い。また、このような定義の仕方を採用することは、米国学界内においても排除される学派／思想が多いことはいままでもない。例えば、批判法学（Critical Legal Studies）は、この構図の中でどこに位置づけられるのか？フェミニズム国際法は？開発の国際法は？このような問いかけは、そもそもジャニスの企図の範疇にあるのか？上記に付随して、いまひとつの論点は、著者自身の立場が挙げられる。すなわち普遍主義的な国際法史に対して例外主義（地域主義）を描くジャニス自身はどのような立場に立脚し、議論を展開しているのか？

またこの他に、米国内国際法学界がこれまで発展に貢献してきた分野（国際人道法など）にあまり言及していないことを指摘する評者もいるが、これは単に事例の選択の問題であるので、ここではとりあげない<sup>17</sup>。上述の2点に対して、本書の出版を記念するシンポジウムにおける議論を手がかりとして、若干の言及を加えておきたい<sup>18</sup>。

まず、第一の「アメリカ的」なるものの内容と米国内の多様性に関する問題である。シンポ

ジウムにおいて、コメンテーター達は、基本的な枠組みとして普遍主義及び例外主義を軸として本書および「アメリカ的」を読み解いている。パネリストの一人であるハロルド・コーは普遍主義及び地域主義<sup>19</sup>に加えて、政治的現実主義を米国対外政策の伝統に組み入れ、これらのせめぎ合いが米国の国際法政策の「ジキル博士とハイド氏」的伝統（Jekyll and Hyde tradition）を形成すると論じている。すなわち、本書でいう「アメリカ的伝統」を問うことは、米国の政策が単純に普遍主義か例外主義かという問題ではなく、国内的な文脈に多様性を認めたいうでこれらの相互関係、思想的・社会的な背景、「その時点での国際法」と国際世論の流れなどを見極める必要性を示唆している。換言するならば、「アメリカ的伝統」とは、一つの確固とした言説ではなく、米国内における普遍主義と例外主義の対比が時代によって性格が変容するという実務面に特化した議論であることがわかる。その意味で本書は、フェミニズムや開発の国際法といった思想、学派とは異なる次元で議論を展開しており、これらを排除するものではない。また、このように普遍主義と例外主義が複雑に絡み合って「アメリカ的」なるものを形成しているという見解は、米国政府を例外主義、その他政府を「普遍主義」にあてはめる、単純な「アメリカ国際法」論に再考を促すものであろう。

次にジャニス自身の立場の問題であるが、シンポジウムに参加した論者の幾人かは、ジャニ

17 Horton, Scott. "International Law's American Roots" *Connecticut Journal of International Law*. 21 (2006): 185-9, p189. さらにいえば、本書の著述形式が評伝方式と事件などを中心に議論をすすめる方式が併用されているために若干の読みにくさがあることは否めない。

18 *Connecticut Journal of International Law*. 21 (2006) に収録

19 コーは、ここで例外主義を実証主義と読みかえている。Koh, Harold "Mark Janis and the American Tradition of International Law" (panelist commentary) *Connecticut Journal of International Law*. 21 (2006): 191-7., p193.

スが普遍主義の伝統に立ち、(狭い意味での)例外主義を基調としている最近の米国政府の政策を批判していると解釈している。この解釈において、本書は、普遍主義的な国際法学への米国のこれまでの貢献を指摘しているとされる。しかしながら、著者の企図は、こうした単純な構図では捉えられるものではなく、むしろ普遍主義と例外主義を架橋するようなものを目指していると思われる。換言するならば、ジャニスは、米国の国際法学が「普遍主義」的か「例外主義」的かというように白黒をつけることなく、むしろ双方の利点を取り込んだ理論構築を目指しているのである。

シンポジウムにおいてジャニスは以下のように述べている。

「諸国家をつなぎ止めつつ、一方で健全な真の多様性を排除しないような国際法学を構築することは大きな挑戦であるといえます。端的にいうならば、米国において国際法に携わる者は、国際法の普遍主義を米国の例外主義者達のため

に翻訳し、米国の例外主義を国際法の普遍主義者達のために翻訳しなければならないでしょう。幾人かのコメンテーターが鋭く指摘したように例外主義と普遍主義の架橋こそが本書の題名に反映されています。すなわち、これこそが国際法におけるアメリカの伝統(The American Tradition of International Law)なのです。例外主義と普遍主義を架橋することは、私の考えでは、本書の最も重要な使命であると考えています<sup>20</sup>。」

私(竹内)の意見では、このような企図は、本書だけではなく、異論、反論なども含め問題意識を共有する学術的対話によってのみ可能であると考えている。

著者は、現在コネチカット大学法学部教授であり、これまで「宗教と国際法」、「欧州人権法」、「海洋法」などのテーマについて著作があるが、現在第4版まで版を重ねてきた国際法入門書<sup>21</sup>でも知られている<sup>22</sup>。

(たけうち まさとし・本学非常勤講師)

20 Janis, Mark W. "The American Tradition of International Law: Exceptionalism and Universalism." *Connecticut Journal of International Law*. 21 (2006): 211-2, p212. 竹内雅俊訳

21 Janis, Mark Weston. *Introduction to International Law*. 4th ed. (2003)

22 ジャニスのこれまでの業績については、次のURLを参照。  
<http://www.law.uconn.edu/faculty/mjanis> (アクセス日: 2007年4月14日)